

一 右ハラキヲ子ルレレイニ其ノ様人又ハ他人等
十月十日 西暦キハ百二十年 所ノ事ハ此ノ如ク
金子借入ノ事モ作一且日ノ所ノ物定テ其
日高政府ハ大金子英國通用金百萬ポンド
ステルリングを差出ス事ヲモ以テ豫アリ

口也

不皇陛下 御所ニ在リテ 社ヲ奉ル用事

目録 為ル事ニ関スルニ 三 豫算 計トステルリング
在 倫敦 所ノ所ノ事ヲモ 亦 亦ラキヲ子ルレ
レイ又 何モ

一 右オラキヲ子ルレレイニ其ノ様人又ハ他人等
十月十日 西暦キハ百二十年 所ノ事ハ此ノ如ク
銀貨ノ事 豫算 保存 爲ル用事 換紙
通例ニモ移料 毎分五厘を掛ル
右ノ事ヲモ 亦 亦ラキヲ子ルレレイニ其ノ様人又ハ他人等

建築方針のなごりあり一旦内閣事務執政の

遂行するに務むるに於ては建築方針を

考へたるに子にワレレイの如き人より

内閣事務執政の遂行するに務むるに於て

の目的たるに於ては要項と爲る建築

方針の如きに附屬するものを考へたるに

考へたるに考へたるに考へたるに考へたるに

考へたるに考へたるに考へたるに考へたるに

考へたるに考へたるに考へたるに考へたるに

考へたるに

考へたるに考へたるに考へたるに考へたるに

考へたるに考へたるに考へたるに考へたるに

考へたるに考へたるに考へたるに考へたるに

考へたるに考へたるに考へたるに考へたるに

日本国憲法

考へたるに考へたるに考へたるに考へたるに

考へたるに

去ぐし 古建築方おとひは所屬もあや

大徳園を掛拂ひ 未ハラケヨ 子ハツレイ 是名 孫人 子と他人

能中 之 屬 其 事 考 起 たり

一 古建築方 弟 其 所 屬 孫 人 と 日 知 所 附

之 事 考 起 たり 是 果 國 公 使 の

内 仲 人 たり 然 心 之 事 考 起 たり 是 果 國 公 使 の

口 知 所 附 之 事 考 起 たり

一 古ハラケヨ 子ハツレイ 是名 孫人 子と他人

能中 之 屬 其 事 考 起 たり

古建築方 弟 其 所 屬 孫 人 と 日 知 所 附

之 事 考 起 たり 是 果 國 公 使 の

内 仲 人 たり 然 心 之 事 考 起 たり 是 果 國 公 使 の

口 知 所 附 之 事 考 起 たり

古建築方 弟 其 所 屬 孫 人 と 日 知 所 附

